

公立八女総合病院企業団医療用医薬品 SPD 業務委託 仕様書

1. 業務名

医療用医薬品 SPD 業務

2. 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

3. 業務概要

(1) 業務内容

- ・ SPD の運用形態は院内 SPD とし、院内に配置する医薬品については、消化払い方式により病院が支払うものとする。
- ・ 委託業者は、医薬品の SPD 業務を行うものとし、医薬品の購入は、受託者から行う。
ただし、歯科用医薬品等については、その特殊性により直接の購入とする。

(2) 事業実施場所

- ・ 名称及び住所：公立八女総合病院 福岡県八女市高塚 540 番地 2
みどりの杜病院 福岡県八女市立野 362 番地 1
- ・ 病床数：公立八女総合病院 300 床 みどりの杜病院 30 床
- ・ 令和 4 年度 1 日平均外来患者数：408.1 人
- ・ 令和 4 年度 1 日平均入院患者数：206.7 人
- ・ 令和 4 年度平均在院日数：17.4 日
- ・ 令和 4 年度病床稼働率：68.9%
- ・ 採用医薬品数：1417 品目
- ・ 院外処方箋発行率：85.4%

(3) 業務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日を除く）※契約時に協議する。

4. 業務委託内容

(1) 対象物品

- ・ 在庫管理する対象物品は、麻薬、覚せい剤原料、輸血用血液製剤を除く病院の採用医薬品（注射薬、内服薬、外用薬、消毒薬、造影剤、透析液、検査試薬等）とし、後発医薬品を含む。
ただし、採用医薬品の品目については、病院が随時決定するものとし、在庫定数及び包装単位に

については、別途の取り扱いとする。

- ・ 納入期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、納入価については、原則として年度単位で更改する。

(2) 運用形態

- ・ 受託業者は、対象物品を病院の薬品庫に定数として在庫し、病院の薬品庫から出庫した対象物品を定数補充方式により管理するものとする。
- ・ 対象物品については、薬品庫から出庫した時点で消費したものとする消化払い方式により、病院は費用化するものとする。
- ・ 麻薬及び覚せい剤原料については、在庫管理及び消化払い方式の対象外物品とするものの、病院が必要とする品目及び数量を納入すること。
- ・ 3日以上連続して外来診療を行わない日が続く場合の運用については、4連休以上の休みを取らないこととし、必要時には病院と受託者で協議する。

(3) 購買業務

- ・ 受託者は、医薬品の購買代理業務を行うものであり、常に購入単価の軽減、同種同効品の統一並びに病院の経費節減のための同等品の提案を行うものとする。ただし、同等品への移行及び品目選択については、病院が承認したものに限る。
- ・ 医薬品の新規採用依頼があった場合は、取扱い業者に提案させ、その都度病院と協議するものとする。

(4) 在庫管理業務

- ・ 在庫の製造番号、使用期限等を常に管理し、期限切れ医薬品が配置されないように管理すること。
- ・ 対象物品の入庫及び出庫実績を毎日集計し、1週間に2回以上の補充を行うこと。
- ・ 病院の薬品庫に在庫する対象物品が180日経過してもなお出庫しない場合は、交換すること。
- ・ 対象物品の日次、月次、年次の入庫実績に関する帳票を作成、病院に報告すること。
- ・ 医薬品の使用実績を常に管理し、適正な定数量を提案すること。
- ・ 副作用、有害事象等発生時の処理及び対応を迅速に行うこと。
- ・ 年に2回以上の棚卸を行い、病院に報告すること。
- ・ 年末年始、ゴールデンウィーク及び3日以上連休時の在庫量は、その都度病院と協議すること。

(5) 配置場所及び配置量

- ・ 医薬品の配置場所は、薬剤科、病棟、各外来及び当院が指定する場所とし、配置する医薬品の数量は、病院と協議して日々の病院業務に支障を来さない範囲とする。
- ・ 病棟、各外来及び当院が指定する場所に定数配置されている医薬品に関して、使用状況、医薬品の期限確認、品目及び定数の管理、定数確認を行い、定数見直しの提案を行うこと。

(6) 医薬品の安定供給

- ・ 病院採用の全医薬品（ジェネリック医薬品を含む）を安定供給できること。
- ・ 非採用品の緊急使用時や在庫の適時な補充のための供給体制を整えていること。
- ・ 病院から緊急を要する医薬品の納品依頼があった場合は、迅速に対応できること（365日休日、夜間問わず対応が可能な体制が整っていること）。
- ・ 原則、医薬品が返品及び期限切れ前の交換ができること。
- ・ 不良品は迅速に交換できること。
- ・ 医薬品有害事象発生時（メーカー回収品含む）の処理に対し、迅速かつ誠実に対応できること。
- ・ 災害時に当該地域における物流拠点に被害が及んだ場合にも安定的な供給体制が整っていること。

(7) 業務遂行に必要なシステム等

- ・ 業務に必要な電子計算機器およびソフトウェア等（以下「在庫管理等システム」という）は、受託者のものを使用すること。
なお、在庫管理等システムの導入費用及び契約期間中に更新、修繕等のメンテナンスが必要となった場合は、原則受託者の負担とする。
- ・ 在庫管理等システムは、対象物品について JAN コードを利用して管理するものとするが、JAN コードに代わる方法で管理する場合は、具体的に提示すること。
- ・ 在庫管理等システムにおける対象物品のマスター管理を随時に行うこと。
- ・ 病院が必要とする経営分析や購入及び使用実績等各種データ及び帳票の出力が可能であること。

(8) 服務規程

- ・ 本業務に関する契約書・仕様書及び指示事項等について、十分に理解し、円滑に業務を遂行すること。
- ・ 業務上知りえたことについて、第三者に漏らしてはいけない。
- ・ 病院スタッフの一員であるとの認識をもって業務を遂行すること。
- ・ 病院の秩序及び規律を乱し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。
- ・ 衛生管理に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努めること。
- ・ 建物・設備等の破損、異常等の発見、事故などが発生した場合は、直ちに委託者へ報告し協議を行うこと。

(9) 費用負担区分

- ・ 業務に必要な場所等は病院が提供するものとし、光熱水費は病院が負担する。
- ・ 受託者の従業員にかかわる保健衛生費（健康診断、予防接種等）、被服費、事務用品等は受託者の負担とする。
- ・ その他の事項については、病院と受託者との協議の上定めるとする。

(10) 運用開始に伴う準備等

- ・ 受託予定者は、円滑に運用を開始することができるように、事前に準備を行うこと。なお、準備期間の費用については、受託予定者の負担とする。
- ・ 関連部署への聞き取りや説明、実践的なリハーサルを実施し、円滑な運用開始に努めること。
- ・ 在庫管理等システムのシステムエラー等を想定した各種テストを実施し、円滑な稼働を行うこと。

(1 1) 業務の引渡し

- ・ 本契約期間中又は契約期間終了時に受託者が変更になる場合、受託者は病院が指定する帳票・データ等を新たな受託予定者に引き継ぐものとする。
- ・ 引継ぎ内容については、病院、受託者、新たな受託予定者と協議する。